

公立大学法人宮崎公立大学職員の降任、休職等に関する規程

平成19年4月1日

規程第61号

(目的)

第1条 この規程は、公立大学法人宮崎公立大学職員就業規則(以下「就業規則」という。)
第13条、第15条及び第26条の規定に基づき、職員の降任、休職及び解雇に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(降任、休職及び解雇の手続)

第2条 理事長が、就業規則第15条第1項第1号の規定に該当するものとして職員を休職する場合及び第26条第1項第3号の規定に該当するものとして職員を解雇する場合においては、医師2名を指定して、あらかじめ診断を行わせなければならない。

2 解雇、職員の意に反する降任及び休職の処分は、職員に、別紙様式による辞令及び処分説明書(以下「辞令等」という。)を交付して行う。

3 前項の辞令等の交付を行う際に、これを受けるべき職員の所在を知ることができない場合においては、その内容を民法(明治29年法律第89号)第98条第2項に定める方法によって公示することにより、その意思表示を行う。この場合には、民法第98条第3項の規定により、公示された日から2週間を経過したときに辞令等の交付があったものとみなす。

4 職員のうち教員(教授、准教授、講師、助教及び助手である職員をいう。以下同じ。)について、解雇、職員の意に反する休職及び降任の処分をするに当たっては、公立大学法人宮崎公立大学職員懲戒規程第6条から第10条までの規定に準じた手続を行うものとする。

(休職の効果)

第3条 休職者は職員としての身分を保有するが、職務に従事しない。

2 休職者の給与に関しては、公立大学法人宮崎公立大学職員給与規程の定めるところによる。

3 休職の期間が満了したときにおいて、特別の事情がある場合は、改めて休職にすることができる。

(雑則)

第4条 この規程に定めるほか、職員の解雇、休職及び降任に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。

(施行日前の分限の効果に関する経過措置)

2 この規程の施行日の前日以前において地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の規定による休職等とされた者で、その処分の種類及び程度(以下「種類等」という。)の効果が施行日以降においても及ぶ分限処分とされたものについては、当該処分の種類等を就業規則第15条ほか定める分限の種類とみなし、特に発令がされない限り、なお、従前の分限処分の種類等の効力を維持するものとする。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

別紙様式(第2条関係)

辞 令

(身分名)

(氏名)

(勤務場所)

(処分の内容)

年 月 日

公立大学法人宮崎公立大学

理事長 ○○ ○○

処分説明書

処 分 説 明 書

1 処分者

職 名

氏 名

2 被処分者

氏 名

所 属

職 名

3 処分の時期

4 処分の根拠

5 処分の種類

6 処分の理由

(教示)